S24.4.20

昭和24(才)8

実際の判決書(決定書)	ウェブサイト	頁	行
負担とする。	負担と <u>し</u> する。	1	3
認めたのである <u>。</u> されば、	認めたのである <u>、</u> されば、	1	10
以テ <u>之</u> ヲ定ム	以テ <u>以</u> ヲ定ム	2	10
した <u>もの</u> ではなく	した <u>の</u> ではなく	2	11
憲法 <u>第</u> 一五条	憲法一五条	2	14